



豊平交通安全情報

～令和6年度第1号～

令和6年4月16日

豊平警察署

交通第一課

自転車交通違反に注意!!

【自転車利用者の皆さんへ】

- **信号無視は違反です!**
道路交通法では自転車も車両に含まれ、車と同様に信号を守る義務があります。
- **車道の左側通行が原則!**
歩車道の区別のある道路では、車道を通行し、道路の中央から左側部分の左側端に寄って通行しましょう。
- **歩道を通行する際は歩行者を保護!**
周囲の交通状況に照らし、やむを得ず歩道を通行する際は、歩行者の通行を妨害しないよう通行しましょう。

自転車も車両!
交通ルールを遵守!



～自転車運転者講習について～

信号無視、歩行者用道路の通行、通行区分違反、指定場所における一時不停止など、自転車危険行為に該当する違反を反復して行った場合には、自転車運転者講習の受講対象となります。

道路交通法第108条の3の5第2項、同法第108条の2第1項第16号

都道府県公安委員会は、次に掲げる規定の違反行為（自転車危険行為）を反復してした自転車運転者に対し「自転車運転者講習」を命ずることができる。

罰則～5万円以下の罰金（受講命令に従わなかった者）

ストップ・ザ・交通事故